

○伊東市がん患者医療用補整具購入費補助金交付要綱

令和2年3月31日

伊東市告示第56号

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、がん治療による外見変貌を補完する医療用ウィッグ又は乳房補整具（以下「医療用補整具」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内においてがん患者医療用補整具購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療用ウィッグ がん治療に伴う脱毛に対応するためのかつらであって、全頭用のもの（頭皮を保護するためのネットを含む。）をいう。
- (2) 乳房補整具 がん治療に伴う乳房の形の変化に対応するための補整下着若しくは下着とともに使用するパッド又は人工乳房をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 現に医療用補整具を購入した者
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付又は他の地方公共団体が実施する類似の補助金等の交付を受けていない者

(補助の対象となる費用等)

第4条 補助金の額は、医療用補整具の購入に要した費用とし、その上限額は、次の各号の医療用補整具の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 医療用ウィッグ 20,000円
- (2) 乳房補整具 次の区分に応じ、当該区分に定める額
  - ア 補整下着又は下着とともに使用するパッド 20,000円
  - イ 人工乳房 100,000円

2 前項の補助金の交付は、前項各号の医療用補整具の区分に応じ、1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊東市がん患者医療用補整具購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) がん治療に伴う脱毛又は乳房の切除であることを証明する書類

(2) 医療用補整具の購入に係る領収書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 申請者は、医療用補整具を購入した日の属する年度内に前項の申請を行うものとする。ただし、1月1日から3月31日までの間に医療用補整具を購入した場合は、購入した翌日から起算して90日を経過した日までとする。

(令6告示123・一部改正)

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次の条件を付するものとする。

(1) 本事業により取得した医療用補整具については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(2) 市長の承認を受けて医療用補整具を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 本事業により取得した医療用補整具については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、伊東市がん患者医療用補整具購入費補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、前条に規定する伊東市がん患者医療用補整具購入費補助金（交付・不交付）決定通知書の受領後速やかに、伊東市がん患者医療用補整具購入費補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により補助を受けた者があるときは、その者に対し、既に支払った補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第10条 市長は、この要綱に基づく補助金の交付に関し、がん患者医療用補整具購入費補助台帳(第4号様式)を備えなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月22日伊東市告示第123号)

この告示は、公示の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。